

令和元年度富山県まちなか開業促進物件整備事業の募集について

1 趣旨

若者や女性、UIJ ターン者のまちなかでの開業を促進するため、遊休資産（空き店舗等）を活用したシェア・オフィス等の整備を支援します。

2 補助対象事業

県内のまちなかに存する遊休資産を活用することで、複数の事業者が物件又は区画を共用する仕組みを構築し、若者、女性、UIJ ターン者等のまちなかでの開業等を促進する物件を整備する事業

※オフィスだけでなく、物販や飲食の場合も、複数の事業者が共用する場合、対象となります。

3 補助対象経費

改装経費（内装、電気設備、通信・Wi-Fi 設備、セキュリティ、水回り 等）、備品購入費、駐車場整備費 等

4 応募対象者

すべての事業者（法人、個人は問いません）

5 補助対象物件

若者（概ね 45 歳までの者）、女性、UIJ ターン者等のまちなかでの開業等を促進する物件（複数の事業者が入居する物件であり、入居者の 1 / 2 以上が該当者であること）

6 補助限度額等

補助対象地域：県内全域のまちなか（商店街及びその周辺）

補助限度額：1, 500 千円

補助対象期間：単年度

補助率：県 1 / 3、市町村 1 / 3、事業者 1 / 3

ただし、市町村補助金（県補助と同額以上）が交付されることが必要です。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和元年9月20日（金）から令和2年1月17日（金）まで（随時受付）

※予算額に達した時点で募集終了

(2) 提出書類

補助金交付申請書（関係書類含む）

(3) 応募上の注意

- ・応募の際には、市町村からの同額以上の補助見込みが必要となりますので、各市町村担当課にご相談ください。

(4) 提出先

富山県 商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL：076-444-3253

（事業者は、各市町村担当課を通じて補助金交付申請書を提出してください。要望書の提出は必要ありませんが、必要な場合は事前にご相談ください。）

8 審査について

提出された補助金交付申請書に基づいて、県商業まちづくり課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。